

第3期 身延町教育大綱

第3期 身延町教育振興プラン



令和6年3月

身 延 町
身延町教育委員会

身延町教育大綱

はじめに

本町では、「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指して、町民の皆様が将来に向かって安心して暮らせるまちづくりを一步一步着実に進め、町民ファーストによるまちづくりに取り組んでおります。

本町のまちづくりにおける教育振興につきましては、国が基本方針として定めております、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」、「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を基本といたしまして、『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』を基本理念に、多様な個性や能力を育み、新たな価値を拓くことができる次代を担う人づくりを進めてまいります。

教育は社会をけん引する原動力の中核を担い、豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展の実現に向けて教育の果たす役割は大きくなっております。

ここに本町の教育大綱をお示しします。施策の実施にあたりましては、国や県、関係団体と協働するとともに、すべての方々が一体となって進めて行くことが必要ですので、皆様の積極的なご参画とご支援をお願い申し上げます。

身延町長 望 月 幹 也

○ 大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、総合教育会議の場で町長と教育委員会が協議を行ったうえで町長が定めたものです。

また、大綱において定める本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針については、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき策定する「身延町教育振興プラン」を位置付けることとします。

○ 大綱の計画期間

計画期間は、令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月までの 5 年間とします。

○ 教育大綱

教育振興の基本理念である『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』の達成に向けて第3期身延町教育大綱を次のとおり示します。

- 1、一人一人が夢と志を持ち、未来に向かって可能性に挑戦できるよう必要となる力を育て、グローバルな視点で持続可能な社会を創り出す人財を育成します。
- 2、生涯にわたり知識や技能、技術等を学び、人生の可能性を広げ、学んだことを生かして活躍できる人財を育成します。
- 3、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、心身の健やかな成長と体力の向上や健康づくりを推進します。
- 4、地域の連携・協働による青少年健全育成に取り組み、人々のつながりを大切に思う次代を担う青少年を育成します。
- 5、芸術文化に親しむ機会を通じて、豊かな人間性を涵養し創造力と感性を育みます。
- 6、貴重な伝統や歴史文化、遺産を大切に保護して次代へ継承し、郷土を学び、郷土を愛し、地域文化を育む人づくりを推進します。
- 7、幼児期からの教育の充実に努め、成長段階において地域社会やまちづくりへの関心を深め、町の将来を支える人財を育成します。

※「人財」とは、町民は町の宝であるという考え方から「人材」を「人財」としています。

第3期 身延町教育振興プラン



～ 明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり ～

I 身延町教育振興プランの策定にあたって

1 身延町教育振興プランの趣旨

身延町教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成27年9月に身延町教育振興プラン（以下「第1期プラン」という。）、平成31年4月に「第2期身延町教育大綱・第2期身延町教育振興プラン」を策定し、『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』を基本理念に掲げ、3つの基本目標と6つの基本方針を定め、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、社会状況を見渡すと、人口減少・少子高齢化の加速化、社会や経済のグローバル化・情報化の進展の中で、価値観の変化や多様性への意識の高まり、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化など大きく情勢が変わってきています。国もこれらの課題への対応や経済成長に向けて、社会経済活動全般のデジタル化を強力に推進しています（DX：デジタル・トランスフォーメーション）。また地域に目を向けると、人々の生活基盤である地域コミュニティの機能低下や子どもへの貧困の連鎖等が顕著となってきました。さらに学校においては、教職員の長時間勤務が依然として続いており、教職員の心身の健康や教員の人財確保にまで影響を与えている状況であり、「学校における働き方改革」は喫緊の課題となっています。

そこで、国においては、令和5年6月に第4期教育振興基本計画が策定され、山梨県においても、令和6年2月に山梨県教育振興基本計画が策定されました。

こうした社会の急速な変化や課題に対応するため、一人ひとりの多様な個性・能力を育み他者と協働し、「ふるさと・みのぶ」の新たな価値を拓くことができる人づくりを目指すことが求められています。

身延町教育委員会では、第2期プランが令和5年度末に終了することから、令和6年度を初年度とする「第3期身延町教育振興プラン」（以下「第3期プラン」）を策定します。

第3期プランは、第2期プランにおいて掲げた基本理念及び基本目標を引き継ぎ、教育を取り巻く動向や第二次身延町総合計画後期基本計画を踏まえ、国や県の第4期教育振興基本計画を参酌しながら、令和6年4月から令和11年3月までの5年間に取り組むべき施策を明らかにし、本町の教育の一層の推進を図ります。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 教育振興プランの位置づけ

第3期プランは、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付け、国の「第4期教育振興基本計画」や山梨県の「山梨県教育振興基本計画」を参酌し、さらには「第2次身延町総合計画後期基本計画」との整合性を図り、本町が今後目指すべき教育と実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「第3期身延町教育大綱」については本プランの骨格となるものです。

3 計画期間

令和6年4月から令和11年3月までの5年間とします。

4 進行管理

本プランに掲げた施策について、実効性のあるものとするために、進捗状況の点検及び見直しをPDCAサイクルによる政策マネジメントに沿って、各施策の実施状況、成果、課題等について点検・評価をし、必要な見直しを行いながら、基本方針の実現に向けて努力していきます。

点検にあたっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、点検・評価を行い、毎年、「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」を公表し、取り組みの改善を行います。さらに、主な教育施策については、「身延町デジタル田園都市構想総合戦略アクションプラ

ン」により定量的指標を設定し、毎年、成果について評価していきます。

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、先進国、開発途上国すべての国々を含めた全世界共通の令和12年（2030年）までの目標として、平成27年（2015年）9月に開催された国連サミットで採択されました。

本町においても、第2次身延町総合計画後期基本計画において、SDGsの目指す17のゴールは、町が目指す姿に沿ったものであるため、一体的に推進していくこととしています。

本プランにおいても、「4 質の高い教育をみんなに」はもとより、様々な目標の達成に貢献することを目指し、SDGsを推進していきます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



Ⅱ 教育振興プランの構成と内容

1 基本理念

～ 明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり ～

一人ひとりの多様な個性・能力を育み生かし、他者と協働し「ふるさと・みのぶ」の新たな価値を拓くことができる人づくりを目指します。

2 基本目標

○ 他者を思いやり、社会の絆を大切にする人づくり

人々が主体的に社会に参画し、支え合う「互助・共助」の在り方の重要性を認識し、他者を思いやり、社会の絆を大切にする人づくりを進めます。

○ 自ら学び、考え、行動する創造性豊かな明日を担う人づくり

各自が生涯にわたって自己の能力の可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献ができるよう、自ら学び、考え、行動する創造性豊かな明日を担う人づくりを進めます。

○ 郷土を学び、郷土を愛し、地域文化を育む人づくり

豊かな自然遺産や多様な文化遺産を町民共有の財産として大切に保護し、次世代に継承するとともに、郷土への理解を深め、歴史と文化を感じることができるよう、郷土を学び、郷土を愛し、地域文化を育む人づくりを進めます。

3 基本方針

基本理念『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』の達成に向けた取り組みを推進します。

- 1 学校施設の計画的な整備と教育環境の充実を図ります。また、学校運営への地域住民の参画や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して児童生徒を育む環境づくりを進めます。

児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化や地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上とともに、豊かな心や健やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育てます。

- 2 生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主活動を促す情報と学習機会の提供の充実を図り、幅広い世代における様々な生涯学習活動を支援、推進します。

- 3 スポーツ施設の維持管理を進め、施設の利用状況、老朽化等を勘案し適正な施設配置を図ります。また、生涯にわたる健康づくりのため、町民一人いちスポーツの普及やスポーツ団体の活動を支援するとともに、町民の健康増進や体力向上を図ります。

- 4 次代を担う青少年が心身ともにたくましく、健やかに成長することを願い、ボランティア活動など地域や事業体と連携した活動を促進し、青少年育成に努めます。

- 5 芸術文化の振興体制を充実し、芸術文化事業への町民参画、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。

- 6 本町固有の貴重な歴史文化、自然遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、町の誇りとしての情報発信と地域資源としてその有効活用を図ります。

4 基本方針への取り組み

【基本方針1】

学校施設の計画的な整備と教育環境の充実を図ります。また、学校運営への地域住民の参画や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して児童生徒を育む環境づくりを進めます。

児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化や地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上とともに、豊かな心や健やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育てます。

(1) 学校教育環境の整備充実

① 学校施設等の整備

- ・児童生徒が安全に安心して学校生活を送り、自らの力を発揮できるような快適な教育環境の維持向上のため、「身延町学校施設整備計画」に基づき、効率的かつ効果的に施設整備を行い、既存施設の長寿命化を進めます。
- ・学校施設は、災害発生時に地域の応急避難場所として利用される重要な役割を担うため、防災機能を備えた施設整備を進めます。
- ・児童生徒の安全確保の徹底を図るために、防災・防犯等の安全性を備えた施設環境の整備を図ります。
- ・「誰もが、いつでも、どこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の構築に向けて、ICTの一層の活用が進められるような環境の整備を図ります。

② 安全・安心な学校づくりの推進

- ・登下校時の自然災害への対処や不審者による犯罪、交通事故の防止等のため、通学路の合同点検を実施し、その改善に向け、関係機関への周知徹底を図ります。
- ・不審者情報、有害獣の出没情報、道路交通情報等については、保護者、地域の関係団体等の間で迅速な情報共有を徹底します。
- ・児童生徒に危険予測及び危険回避能力を身に付けさせ、主体的に行動する態度を育成する防災防犯教育の推進に努めます。
- ・学校防災計画の充実を図り、災害時の連絡体制など学校の危機管理体制等の向上に努めます。

③ 通学支援の充実

- ・各学校や地域の実情に応じて、児童生徒が安全に通学できるよう通学支援の充実に努めます。

④ 就学支援の充実

- ・学校給食費全額補助、修学旅行費全額補助、校外学習費への補助、入学支度金の支給、補助教材費の公費負担など教育費の保護者負担軽減を引き続き実施していきます。
- ・家庭の経済状況により児童生徒の学習の機会が限定されることのないように、「子どもの貧困」への対策を推進します。

⑤ 地域と連携する学校運営の確立

- ・「学校運営協議会制度」（コミュニティスクール）の導入を検討し、地域と学校のつながりと関わりを作り出し、持続的な地域コミュニティの構築に努めます。
- ・地域の人財や地域資源を活用した体験学習や職場体験などを通じて、学校教育活動への地域住民の参画を進めるとともに、家庭・地域・学校の連携を一層強化し、地域ぐるみで児童生徒を育む環境づくりを進めます。

⑥ 教職員の多忙化改善の推進（学校における働き方改革）

- ・児童生徒が質の高い教育を受けるために、教職員が心と時間のゆとりを確保できるように学校における働き方改革を推進します。
- ・教職員の事務負担軽減を図るために ICT を活用した校務の合理化を推進します。
- ・部活動に外部人材の積極的な活用を進めるとともに、休日部活動の地域移行に向けて取り組みを進めていきます。
- ・教職員の負担を軽減する環境を整備するために多様な支援スタッフを配置します。

(2) 学校教育内容の充実

① 学力の向上

- ・児童生徒に「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」などの確かな学力を身に付けさせるため、児童生徒の発達段階に応じた教育内容・方法の一層の充実に努めます。

- ・学力向上のため、土曜日や長期休業等を活用し、児童生徒の学習支援の一層の充実を図ります。
- ・各種検定（英語・数学・漢字）の受検に要する費用を全額助成することで、児童生徒の学習意欲と学力の向上を図ります。

② 教員の指導力の向上

- ・教職に対する責任感、探究力、自主的に学び続ける力の向上を目指します。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、ICTの活用や課題解決型学習等の実践的指導力の向上を図ります。

③ 体験的地域学習の展開

- ・生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、様々な体験活動の充実に取り組みます。
- ・地域環境や地域資源を教材に、地域の人財を活用した郷土学習、産業等の体験学習の充実に努めます。

④ 現代的教育課題への対応

- ・グローバル化による国際的な社会に対応していくために、幼児期からコミュニケーション能力の向上、異なる文化への理解を図る教育を推進します。
- ・全ての小学校に英語指導助手（ALT）を配置し、外国語に触れる機会を増やし、外国語教育の更なる充実を図ります。
- ・中学校への英語指導助手（ALT）の2名配置を継続し、英語科授業における統合的な言語活動の充実を図ります。
- ・情報教育、道徳教育、人権教育、福祉教育、環境教育、国際理解教育、命を守る教育、主権者教育、消費者教育など、現代的な課題に対応した教育を推進します。
- ・多様性への尊重が求められる現在において、ジェンダーフリーに向け、性別や特性等にとらわれず、全ての人の人権を尊重する態度と自分らしく生きる力を育む教育を推進します。

⑤ 高度情報化への対応と活用

- ・本格的なデジタル社会の到来に備え、デジタル化のメリットを享受できるよう、デジタル技術を理解して適切に利活用する能力であるデジタルリテラシーを身に付けるための学習活動を推進します。
- ・スマートフォンやタブレット等の普及に伴い生じている長時間利用による生活の乱れ、SNS等を介したいじめ問題や犯罪に巻き込まれる問題等を防

ぐために、情報モラルやメディアコントロール力を高める教育を推進します。

⑥ 特別支援教育の充実

- ・特別支援教育支援員の配置により、児童生徒一人ひとりの特性に向き合い、持てる力を高め、生活や学習上の困難さの改善を目指した適切な教育的支援を進めます。
- ・障害のある児童生徒への支援については、個々の障害に応じた特別支援学級の設置等必要な措置を講じます。
- ・障害のある児童生徒への一貫した支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

⑦ 連携型中高一貫教育の推進

- ・中高6年間の一貫したキャリア教育を通じ、確かな学力と豊かな人間性を育み、地域と協働して次代を担う人財を育成します。

⑧ きめ細かな指導体制の充実

- ・児童生徒の一人ひとりの良さや可能性を伸ばし、学習内容の定着を図るために、各学校の状況を勘案し、町単教諭、講師を配置し、個に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。

⑨ 異校種間連携の強化

- ・保育所（園）、小学校、中学校、高校等の連携を強化し、発達に関する情報等の共有をより緊密にすることにより、小1プロブレムや中1ギャップの解消に繋げ、きめ細かい就学指導体制の確立に努めます。

(3)健康な児童生徒の育成

① 生きる力の育成といのちの大切さを教える取り組み

- ・児童生徒一人ひとりに生きる力を確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を養うとともに、体系的・系統的なキャリア教育の一層の充実と、社会人・職業人としての資質や意識の向上を図ります。
- ・家庭・地域・学校が連携しながら、一人ひとりが自分自身を大切にするとともに、他者への思いやりといのちを大切にする児童生徒の育成に努めます。
- ・自分のいのちを守るための対処方法を身に付けさせるため、「SOS の出し方に関する教育」、「自殺予防教育」について取り組みを進めます。

② 相談体制の充実

- ・いじめや不登校への早期対応、様々な悩みを抱える児童生徒など、教育相談を必要とする児童生徒が適切な教育相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用など、教育相談体制の整備を図ります。
- ・いじめ、児童生徒への虐待行為、体罰などの実態把握に努めるとともに、未然防止策の充実を図ります。
- ・経済的支援を必要とする児童生徒に対し、関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。
- ・不登校児童生徒への教育機会の確保のため、適応指導教室の充実を図ります。
- ・ヤングケアラーの実態把握に努め、適切な支援に繋げていくよう関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

③ 健康管理体制の充実

- ・学校保健に係る教員の資質・能力の向上を図るとともに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などの協力を得ながら体系的な保健教育を推進します。
- ・学校保健委員会の設置率の向上を目指し、学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理を充実します。

④ 食育の推進

- ・地産地消の推進、安全・安心な食材の確保、郷土食などを取り入れた給食内容の充実を図ります。
- ・衛生管理を徹底し、給食への異物混入や食中毒などの未然防止を図ります。
- ・学校・家庭・地域の連携を図り、専門知識を持った学校栄養教諭を中心とした「食」に対する正しい知識と子どもの時から望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。
- ・「身延町食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図ります。

【基本方針 2】

生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主活動を促す情報と学習機会の提供の充実を図り、幅広い世代における様々な生涯学習活動を支援、推進します。

(1)生涯学習推進体制の強化

① 学習指導者等の育成・支援

- ・生涯学習活動のけん引者となる指導者や活動に携わるボランティアグループの育成・支援に努めます。

② 学習団体への支援

- ・自発的意志により学習活動をしている団体は生涯学習に不可欠であり、これらの団体などの自主的活動を促進するための支援を行います。

(2)生涯学習情報の整備・提供

① 学習情報の整備

- ・地域に関わる資料の収集・整理・保存を推進し、デジタル化によるウェブサイト上での情報提供を行うことにより、学習活動への活用を図るなど、すべての人がふるさとを知るための学びの支援に努めます。

② 学習情報の提供

- ・身近なところで生涯学習に取り組めるように、公民館、町内の学習団体及び個人への学習機会や学習指導者等の情報提供に努めます。

(3)生涯学習機能の整備

① 学習施設の機能充実

- ・町民相互及び町外との交流拠点として、また、多様な学習の場として生涯学習施設、公民館施設等の機能充実を進めるとともに、施設間のネットワークの充実を進めます。

② 図書館機能の充実

- ・町の情報拠点となる身延町立図書館では、その機能整備を進めるとともに、

公民館・学校図書室等とのネットワークの更なる推進と職員の資質向上に努めます。また、読書活動の推進はもとより、人々の多様な生涯学習への意欲や取り組みへのきっかけを、住む地域や世代に関わらずサポートするため、地域資料を含む蔵書の充実や各種講座の開催、ボランティアの活動支援等、サービスの内容とその提供体制をより一層充実させていきます。

③ 施設開放及び利用の利便化

- ・学校教育施設の地域開放を進めるとともに、地域情報化と連携した施設利用など利便性を高めるよう努めます。

(4)生涯学習施設管理・運営の充実

① 学習施設管理体制の充実

- ・公民館分館の自主運営による活動を支援し、生涯学習施設の目的に応じて、運営管理体制の最適化に取り組みます。

(5)生涯学習活動等の支援

① 学習機会の提供

- ・だれもが興味と必要性に応じた学習プログラムに参加できるよう各種の学習事業を開催し、生涯学習への意識高揚を図ります。また、長年培った優れた経験・知識・技術等の成果を生かし、身近な講師が企画した自主企画講座により町民の主体性を重視した学習機会が提供できるよう努めます。また、発明クラブなど児童生徒の創造性を育む学習機会の提供に取り組みます。

② 地域資源を生かす学習

- ・甲斐黄金村・湯之奥金山博物館を町民の生涯学習拠点として効果的に活用するとともに、これら施設や地域資源を教材とする学習プログラムの企画を進めます。

③ 放課後学習活動の充実

- ・平日における放課後の時間を利用した「放課後こども教室」の開催に向けて、学校や放課後児童クラブと連携していきます。

④ 家庭教育支援の推進

- ・家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、関係機関と連携し学習の場の提供や交流、相談など家庭教育支援体制の強化に努めます。

【基本方針 3】

スポーツ施設の維持管理を進め、施設の利用状況、老朽化等を勘案し適正な施設配置を図ります。また、生涯にわたる健康づくりのため、町民一人いちスポーツの普及やスポーツ団体の活動を支援するとともに、町民の健康増進や体力向上を図ります。

(1) スポーツ施設の活用・整備

① スポーツ施設等の充実整備

- ・社会体育施設の適正な維持管理に努め、現在多数ある施設の利用状況・老朽化等を勘案し、適正な施設配置を図り、照明の LED 化など恒久的に利便性を充実させていきます。

② スポーツ施設の有効利用

- ・社会体育施設の有効利用と見直しを進め、町民の身近なスポーツの場として、幅広い活用に向け調査研究します。また、町民の健康増進を図ることを目的に建設した、身延町スポーツ健康増進施設の有効利用について、関係各課と検討します。

(2) スポーツ指導者の育成・確保

① 指導者の育成

- ・スポーツ推進委員及びスポーツ協会と連携し、各種研修会の開催や外部研修への参加促進を図り、指導者の育成や資質の向上を進めます。

② 指導者の確保

- ・部活動の地域移行へ向けた環境整備として、幅広い人財を確保するための情報収集を行い、新規指導者の発掘、後継者の養成に取り組みます。

(3) スポーツ活動への支援

① スポーツ教室の開催促進

- ・生涯スポーツ振興及びアスリート発掘のための各種スポーツ教室の開催を主催・支援します。また、スポーツ推進委員会へ部会を立ち上げ、町民参加

型イベントの開催や各地区及び集落公民館単位での巡回スポーツ推進事業を行う等、町民一人いちスポーツなどの普及を促進します。

② 競技スポーツの振興

- ・スポーツ協会の活性化を図り、各種競技の指導レベルの向上、各種大会への出場奨励や大会誘致を進め、競技スポーツの振興に努めます。

③ スポーツ少年団等への支援推進

- ・町内において活動しているスポーツ少年団やクラブチーム(中学生)に対し、その活性化と育成を図り、支援していきます。また、卒業後もスポーツを続けていくことができる環境整備に努めます。

④ 総合型地域スポーツクラブの設立

- ・だれもが生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める生涯スポーツ活動の実現に向け、各年代層のスポーツ活動を支援する総合型地域スポーツクラブの設立について、調査・検討します。

【基本方針４】

次代を担う青少年が心身ともにたくましく、健やかに成長することを願い、ボランティア活動など地域や事業体と連携した活動を促進し、青少年育成に努めます。

(1)青少年育成推進体制の強化

① 青少年育成組織の強化

- ・家庭・地域・学校等の連携、子育て支援事業との連携など、青少年の健全育成を図るための総合的な施策を効果的に推進するため、青少年育成身延町民会議の取り組みを強化します。

② 相談体制の充実

- ・小中学校、高校との情報共有、認定カウンセラーによる相談会など青少年の相談体制を充実させ、課題の早期発見、対応に努めます。

③ 青少年育成団体の活性化

- ・青少年の育成活動を円滑に推進するため、育成会・子どもクラブなどの団体への支援に取り組みます。

(2)青少年育成活動の推進

① 社会参画・交流機会の拡充

- ・育成会・子どもクラブ活動を支援するとともに、青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参画を促進します。また、地域コミュニティ活動や公民館活動との連携、三世代交流、親と子・家族が一緒に参加する活動を促進します。

② 地域環境の整備と充実

- ・有害な環境の浄化活動、声掛けあいさつ運動、見守り活動など、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めます。

③ 体験活動の拡充

- ・本町の豊かな自然や歴史文化資源等の活用を図りながら、野外活動の体験やリーダー講習等を通じ、青少年期における体験活動の充実を図ります。

【基本方針 5】

芸術文化の振興体制を充実し、芸術文化事業への町民参画、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。

(1)文化振興体制の充実

① 活動団体の支援

- ・身延町文化協会及び各種文化団体のグループ相互の交流、指導者の養成など、活動団体の発表の活動を支援し、充実を図ります。

② 文化施設の管理体制等強化と充実

- ・文化施設の維持管理及び機能整備について、指定管理者制度導入の検討や施設長寿命化を含め事業の充実と管理運営体制の強化及び効率化を図ります。

③ 文化による情報発信

- ・観光や交流事業等と連携し、文化イベントを企画して発信します。

(2)芸術文化活動の推進

① 鑑賞・発表機会の充実

- ・優れた芸術文化に触れ、体験し、交流する機会の充実を図るとともに、文化団体・グループ活動の発表機会の充実を図ります。

② 文化事業の推進

- ・文化団体及び文化施設による自主事業の推進を図ります。

③ 文化芸術サポーターの育成

- ・芸術文化事業の町民参画を図るとともに、事業実施を支えるサポーター及びボランティアスタッフを育成します。

④ 地域文化活動の支援

- ・文化保存活動に取り組んでいる組織など地域づくり団体との連携を深め、地域に根ざした文化活動を支援していきます。

【基本方針 6】

本町固有の貴重な歴史文化、自然遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、町の誇りとしての情報発信と地域資源としてその有効活用を図ります。

(1)文化財の保護と活用

① 文化財調査・保護活動の促進

- ・歴史文化、自然遺産の調査研究、指定文化財の保護・保全対策、文化財指定と公開を進めるとともに、地域住民による保護活動を促進します。

② 文化財の活用

- ・文化財等の紹介冊子やマップの作成、説明板等の設置を図り、フィールドミュージアム機能整備の一環となるウォーキングコースづくりを進めます。

③ 専門的人材の確保・育成

- ・文化財保護等の専門的人材の確保・育成や文化財保護審議会の活動の促進を図ります。

④ 博物館ネットワークとの連携

- ・山梨県立博物館を中心とする甲斐ミュージアムネットワークと連携した企画展示やイベントを推進します。

(2)地域文化の継承と育成

① 郷土芸能等の伝承

- ・郷土芸能や伝統技術等の伝承のため記録を保存し、継承事業を支援します。

② 伝統文化の掘り起こし

- ・地域コミュニティ活動と連携した伝統行事など地域固有の伝統文化の掘り起こしと継承を支援します。

③ 文化を生かした地域づくり

- ・本町の歴史文化、自然遺産を活用する学習教室などの開催、県内の博物館等と連携したイベント・体験事業を推進し、町民の郷土学習の場を拡大するとともに、インバウンド対策など観光関係機関との連携を深め、町への誘客促

進を図ります。

④ 人財の育成

- ・身延歴史文化ガイドなどの人財育成を図り、郷土学習や観光への活用を促進します。

⑤ 歴史文化資料の蓄積・情報提供

- ・古文書など歴史文化資料のデジタル化とウェブサイトによる情報提供を進めます。

⑥ 民俗資料の収集・保存

- ・民具など民俗資料の収集を進めながら、展示・保存方法を検討していきます。

子育てしやすいまちへ
身延町独自の施策で
「学校教育環境」
「子育て支援制度」が
充実しています！

「生まれてよかった」

「育ってよかった」

「住んでよかった」

と 思える町

身 延 町



この第3期身延町教育大綱・第3期身延町教育振興プランは、「教育基本法」、
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、「第4期教育振興基本計画」、
「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」を参酌し、令和6年2月20日の総合教育会議を経て、令和6年4月から令和11年3月の5年間を計画期間として策定しました。